

「温暖化対策税」に関する意見

2004年7月22日

(社)日本経団連 環境安全委員会
地球環境部会長 榎本 晃章

今回、これまでの議論をもとに論点が示されたことを踏まえ、産業界として下記の通り改めて意見を表明します。今後のとりまとめに、こうした意見を十分に反映されるよう強く希望します。

記

1. 温暖化対策税の有効性は疑問である

温暖化対策に、毎年1兆円を超える予算が使われていますが、その効果評価は明らかにされていません。例えば、平成15年度に「国民各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」として、100億円を超える予算が充てられました。こうした予算を含め、これまでの温暖化対策の予算の執行状況と評価がまず必要であり、これを明らかにするべきだと考えます。例えば、民生部門で、実効が上がっていないから、当該施策を諦め、別な案に重点を移すというやり方は、あまりに、安易に過ぎると考えます。きちんと要因分析をし、改善に努めるべきではないでしょうか。

提案された温暖化対策税の効果は、主として約1兆円の税収を温暖化対策に活用することによって発揮されると期待されています。

温暖化対策税については、マクロ経済モデルを使い効果があると試算されていますが、1兆円もの税収をどのような対策に使うのかを明示する必要があります。

どのような対策メニューに、如何に税収を活用し、その結果どの程度の削減効果を得ることができるのか、具体的に検討することを強く求めます。

また、地球環境部会の「中間とりまとめに向けての主な論点整理」の論点5には、「温暖化対策税には、一般家庭や自動車利用者までも含む温室効果ガスを排出する幅広い主体に対して公平に対策への関わり求め得る」と書かれていますが、厳しい価格競争に晒されている企業にとって、税の消費段階への転嫁は極めて困難であります。現在の案である「上流課税」では、消費者の行動に与える影響は極めて限定的とならざるをえないことに留意すべきです。

このように、使途・効果が定量的に示されないままに、温暖化対策税という新たな財源を求めるのは安易に過ぎます。

さらに、本税の案は、“価格効果”と“消費者等への教育的効果”を期待しているわけですが、現在の案である「上流課税」では、企業が価格転嫁できにくいという実情をも加味すると、実効は期待薄といわざるを得ません。温室効

果ガス排出量の削減に向けた“価格効果と”“消費者等への教育的効果”を期待するのであれば、徴税コストや手間を恐れることなく、消費者などが支払いの都度、直接実感できるような実排出量に応じた「下流課税」を検討するのが本筋だと考えます。

2. 対策の費用対効果に関する問題

京都議定書の目標達成に、さらに 1 兆円近くの税金を使う必要性について、効率性の観点から疑問があります。温暖化対策税を他の施策と比較すると、極めて経済効率の悪い対策であることは明白です。

例えば、2002 年の増加量 7.6%から京都議定書の約束である▲6%までの乖離分約 1 億 6800 万 t-CO₂ を、現在の一部市場での価格である\$5(=約 550 円)/t-CO₂ の京都メカニズムのクレジットによって賄うと大胆に仮定した場合、費用は約 920 億円と試算されます（既に確保済の森林吸収分約 3%を差し引くと、約 720 億円で充足できる）。

国民に何らかの負担を求める以上、他の施策や CDM や JI などの京都メカニズムの活用との比較において、温暖化対策税が費用対効果の面で優れたものであるかどうか検討し、国全体としての二酸化炭素削減コストを最小限のものとする視点を忘れるべきではないと思慮します。

3. 対策としての適格性の問題

温暖化対策税は各業種の特長や、過去の省エネ努力、今後の削減余力等を一切考慮せずに、一律に課されるといった問題があります。仮に、削減努力をしている企業と削減努力の足りない企業があった場合、両者の排出量が同じであれば同一の税負担となり、前者の削減努力が全く評価されない結果となってしまうことに留意すべきです。

また、ブラウン管テレビの液晶化や鋼板の薄型化等の技術開発により製品のライフサイクルでの省エネ化を進めるようなケースについて考えますと、生産段階だけで捕らえると、逆に二酸化炭素の排出量が増加する場合があります。温暖化対策税はこうした省エネルギー製品への税負担をも増やすこととなり、その普及を妨げる危惧すらあります。

4. 地球規模での問題解決との矛盾

既に述べたように、温暖化対策税の消費者への価格転嫁は極めて困難であり、結果として 1 兆円の税収の多くを企業が負担せざるを得ないことも考えられます。負担をしなくて済むという、何の保証もありません。およそ 1 兆円は、法人税率の 3%増に相当する額で、とりわけ素材産業に過剰な負担を課す恐れがあります。また、素材産業の競争力の低下は、やがては加工組立て産業にも波及します（なお、報告書はマクロ分析により税の GDP に与える影響が年間 0.01%

に過ぎないと結論付けていますが、個別の企業・産業に与える影響をも考慮するべきであり、この数字が一人歩きしていることは遺憾に存じます)。

また、企業の負担の大きさを考えれば、それによる生産コスト増により、企業の国際競争力は大きく低下する恐れがあります。その結果、同様の制度が導入されていない国での生産がより競争力を増し、相対的にエネルギー効率の低い国での生産が増加すれば、地球規模での排出量増加に繋がってしまうという、本末転倒の事態すら懸念されます。

我が国として行なうべきことは、国内対策のみを強化するのではなく、日本が優位に立つ環境技術により、海外に貢献し、文字通り“地球規模”での温暖化ガス排出削減に実効を期待することを第一に考えるべきであると考えます。環境税が「経済と環境と両立」を目指す施策とは考えられず、大綱の趣旨にも反するものと考えます。

なお、欧州で温暖化対策税を導入している国があるから日本でも導入すべきであるとの意見がありますが、産業の実情を考慮しない議論だといわざるを得ません。欧州は、域内貿易取引が3分の2を占めるなど、国際競争力上の問題が小さいという固有事情があります。これに対し、日本企業の主たる競争相手である米国やアジア諸国は、同様の制度を導入していないことに留意する必要があります。

また、欧州の場合は、税収の多くを社会保険料の負担軽減といった形で納税者に戻していることにも併せて留意すべきであります。

5. エネルギー課税は既に過重

昨年度導入された石油石炭税を含め、すでに様々なエネルギー課税が化石燃料には、極めて過重に課されています。

また、石油石炭税の税収の一部は、環境省と経済産業省の共管により温暖化対策に使用されており、環境省へは、新たに平成15年度に60億円、平成16年度には130億円の温暖化対策への追加的予算が手当てされていることは、よく関係者の知るところです。環境省に対しては、まず、この予算の活用により、実効性ある対策を着実に行ってほしいという意見を再三お願いしているところですが、それなくして、新たな税を検討するという事は、「小を活かせない者に、大を活かせるだろうか」という疑念をますます深くせざるを得ません。

仮に将来、新たな財源が必要となったとしても、エネルギー課税が既に過重であるということに鑑み、安易に新税の必要性を主張するのではなく、既存エネルギー税制との調整により、必要な予算を捻出することにまず尽力すべきであると考えます。

以上